

鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

- 鳥獣保護管理事業の基本的な考え方（関係主体の役割の明確化、特定計画の充実、人材育成・活用を含む）を記載
- 国の取り組みを記載

第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方

第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施

第三 特定計画制度の推進

第四 人材の育成・確保

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

第六 狩猟の適正化

第七 傷病鳥獣の取扱い

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

第九 国際的取組の推進

第十 感染症への対応

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

希少鳥獣の保護に関する事項

- 国が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画について定める事項について記載

第一 希少鳥獣の保護及び管理

第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

- 鳥獣保護管理事業計画（都道府県知事が定める、都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画）において定める事項について、法第4条第2項各号に掲げる事項順に記載

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

第六 特定計画の作成に関する事項

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

第九 その他

指定管理鳥獣の管理に関する事項

- 都道府県知事が定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項、同事業の委託に関する事項、夜間銃猟の実施に関する作業、実施計画の把握と評価等について記載

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価